

横浜市都市再生評価委員会要項

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第37条第1項各号に規定する都市計画決定等の提案について、都市再生事業者の創意工夫を生かし、地域の再生を推進することを目的に提案内容の評価を行うために、横浜市都市再生評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 都市再生特別措置法第37条第1項各号に掲げる都市計画の提案内容の評価に関すること。
- (2) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、建築局長をもって充てる。
- 3 委員は、政策経営局担当部長（政策担当）、建築局企画部長、建築局建築指導部長、都市整備局企画部長、都市整備局の提案区域を所管する部長及び道路局計画調整部長をもって充てる。
- 4 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ市職員のうちから委員を任命することができる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建築局企画部都市計画課において処理する。

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（制定 平成14年11月13日都都第353号、助役決裁）

この要項は、平成14年11月13日から施行する。

附 則（改正 平成17年3月31日都総第205号、局長決裁）

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成21年3月31日まち都計第3646号、局長決裁）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成22年3月31日まち都計第3381号、局長決裁）

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成23年4月15日建都計第93号、局長決裁）

この要項は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（改正 平成26年3月25日建都計第3459号、局長決裁）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和6年3月27日建都計第1692号、局長決裁）
この要項は、令和6年4月1日から施行する。